

昭和48年1月4日

学生諸君へ

明 治 大 学

授業および業務の再開にあたって

大学は、学生諸君にたいし学費改訂をせざるをえないという見解を可能な限り極力説明したいと考え、11月26日に全学説明集会を開催したのですが、赤、青、黒のヘルメットをかぶった学生集団が会場に乱入し演壇を占拠し放送施設を破壊するなどの妨害行為を行なったために、十分にその目的を達することができませんでした。

しかしながら、大学はこれ以上学費改訂の決定を延ばすことは、来年度以降の本学の教育・研究活動を大きく阻害し、ひいては本学の存立すら危くすることになるので、学生諸君との話し合いや説明が十分になされない状況にあっても決定せざるを得ないと考え、11月28日評議員会をひらいて、学費の改訂を可決し発表したのであります。

この決定は、翌11月29日の新聞紙上に報道されましたが、その晩、休校措置がとられていた駿河台校舎に過激派学生が乱入し、理事長室、総長室、総務課などの各部屋を破壊するという行為をおこない、ピラ、垂れ幕などによって、みずからの行為を示威し、また小牧総長・学長宅を襲って、不穏な行動をおこないました。（昭和47年12月6日「全学生諸君に訴える」参照）

大学は、このような学園破壊事件と小牧総長・学長宅襲撃事件について、学生会・学苑会にたいし、12月6日付で「警告」を発しましたが、このような事態のなかで授業および業務を再開した場合、教職員・学生の生命・身体の安全の保障、教育・研究機関としての機能の平穏な運営、学内における破壊活動の防止などの基本的な問題について、十分な確証を得られなかったため、やむを得ず12月29日まで休校措置をとらざるをえなかったのであります。

しかし、12月11日以降、大学は、休校という異常事態をすみやかに解消し、授業ならびに業務の再開をするために、全学的な学生組織である学生会ならびに学苑会との話し合いを、正規のルールに従って行なうことが必要であると考え、その実現に努力してきました。

そして、12月21日と12月28日の2回にわたり、学生会および学苑会の代表と「予備折衝のための話し合い」を行ないました。

12月21日の話し合いにおいては、学生側は、大学側のとった一連の措置について強い抗議の姿勢を示し、予備折衝のための話し合いは、終始厳しい雰囲気の中ですすめられました。学生側の主

な主張はつぎのようなものでした。すなわち「(1)11月19日の中野高校・中学校における全学教職員集会における警察官の導入および学生の逮捕に教職員が協力したことに対する謝罪と反省を求める、(2)11月20日から大学側が一方的にいわゆる「ロックアウト」してしまったことに強く抗議する、(3)今回の学費改訂は大学側が一方的に行なったものであり、学生側の意向をまったく無視した不当なものであり(11月22日と24日の学生会と学苑会との話し合いが流れたこと、および11月26日の大学の説明会を指す)、白紙撤回せよ、」というようものでした。

これに対し、大学側は、(1)については、学生の一部の集団が不法に全学教職員説明集会の会場に乱入し、理事長、学長らに暴行を加え、身体を拘束し、器物を破壊し、会場を混乱させるなどの暴力行為を行ない、これに対する制止を聞きいれなかったため、そのまま放置すれば理事長、学長等の生命、身体が危険であると判断して、やむを得ず警察官の出動を要請したものであることを説明しました。また、大学としては、教職員がこれら学生の逮捕に協力したという事実は全く知らないが、たとえば、もし万一かかる事実があったとしても、その行為は法にしたがうものであることを力説しました(昭和47年11月26日「全学説明集会にあたって」参照)。

(2)については、大学側は、すでに「学費問題をめぐる学内状況の概要」(昭和47年11月28日)および「全学生諸君に訴える」(昭和47年12月6日)などにおいて、仔細に経過を説明しているように、①教職員、学生の身体の安全の保障、②教育・研究の平穏な遂行、③学内における破壊活動の防止などを十分に行ない得ないが故に、休校措置をとり続けていることを説明し、理解を求めました。

(3)については、大学側は、「昭和48年度以降入学生に対する学費の決定にあたって」(昭和47年11月28日)においてのべているように、大学側としては、終始、学生諸君の理解と協力を求めたいと考えていたところ、11月19日の全学教職員集会における妨害と混乱およびその後の休校措置により、22日の学苑会、24日の学生会との話し合いができなくなったため、11月26日全学説明集会を開いたのであり、これも前述したような妨害行為のため、財務理事の説明をもって終らざるを得ず、学生諸君の意見を聞く機会がなかったこと、しかし、このような状態にあっても学費改訂を11月28日の時点で決定しなければ、本学の研究・教育活動が大きく阻害され、ひいては、本学の存立すら危くなること、また、48年2月の受験生に対する本学の社会的責任が問われることになること、などの理由から、どうしてもこの時期に学費改訂を決定しなければならなかったことについて、強くその理解を求めました。

しかし、学生側は、これら大学側の見解について納得せず、「(1)ロックアウトの解除について大学側の最終の見解を提出する、(2)大学側の団交に臨む態度を表明する」ということを前提として、12月28日に才2回の予備折衝のための話し合いの継続を要求してきました。このため、大学側は、才一に、来る1月8日からは休校措置を解除し、才二には、今回の学費改訂をめぐり一連の経過のなか

で大学のとった措置について、もし誤りが客観的に判明した場合には、謙虚に訂正する用意がある、という姿勢をもってのぞみました。

これに対して、学生側は、“いわゆる「ロックアウト」の即時解除を要求し、大学側が即時解除の態度を表明した場合には、大学側は12月30日付で公示および新聞広告によりその旨全学生に明らかにすること、また学生会、学苑会の方で予備折衝の日時を通告すること、他方、大学側がいわゆる「ロックアウト」の即時解除の態度を表明しない場合は、12月30日に、いわゆる「ロックアウト即時解除」について、予備折衝のための話し合いを行なう”ということを主張しました。

これに対し、大学側は、入構制限を解除して、できるだけすみやかに学園を正常化することについては何ら異存はなく、そうしなければならないことは当然であるので、学生側の要求を受け入れるべきであると判断し、12月29日関係諸機関の了承を経て、12月30日付で、新聞広告をもって入構制限解除の旨を明らかにするとともに、つぎのことを全学に公示しました。

入構制限措置の解除について

昭和47年12月29日

すでに大学は、昭和48年1月8日(月)から授業・業務を再開する方針を決定している。しかし、入構制限措置のすみやかな解除について、学生諸君からの強い要望もあるので、きたる昭和47年12月30日(土)から次の事項を順守することを前提条件として入構制限を解除する。

- ① 校舎内の破壊・身体に危険を及ぼすような暴力行為を行なわないこと
- ② 校内での宿泊をしないこと
- ③ 深夜や早朝にマイク放送などを行ない、近隣の人々に迷惑を及ぼすような行為をしないこと
- ④ 棒、その他の凶器類などの危険な物品を校舎内に持ち込まないこと
- ⑤ 1月8日以降の授業・業務にたいして妨害行為を行なわないこと

ただし、以上のことが順守されない場合には入構制限をする。

なお、大学が入構制限措置解除に当って遵守しなければならない事項を列記したことは、早稲田大学などで発生しているリンチ殺人事件のような事件が本学において発生することを絶対に防止しなければならないこと、教職員、学生の生命・身体の安全を保障しなければならないこと、本学が大学の自治を前提とした研究・教育を行なう公共的機関であり、社会的責任を負っていること、本学が学生の一部による暴力行為の場となることを防がなければならないことなど、大学が有している使命を達成する上に必要な学内の管理責任を遂行するために、当然のことです。

なお、その後、昭和47年12月29日午後9時に学苑会の中執の方から抗議書が提出されました。

その抗議の内容の骨子は“(1)大学側が「入構制限措置の解除について」につけた条件は、学苑会が要求したロックアウト解除に対して、問題の本質をすりかえたものであること、(2)学生自治活動に対する全くの不当な介入であること、(3)大学当局が無条件でロックアウトを解除することを要請する”というものでした。また、翌12月30日には、学生会中執の方から、「抗議書」「要求書」「通知」が提出されました。その内容の骨子は“(1)大学側の「入構制限措置の解除について」の通告文は「予備折衝成立の条件としてのロックアウト即時解除」の内容としては認められないこと、(2)引き続き予備折衝成立のための話し合いを行なうことを要求するものであること、”というものでした。

しかし、大学としては、前述したように、昭和47年12月28日の学生側との確認事項に基づいて、昭和47年12月30日(土)から、入構制限の即時解除措置を実施すると同時に、その旨を当日、公示および新聞広告をもって、全学生に明らかにしました。したがって、大学は、上記の確認事項にもとづく学生会、学苑会との合同の話し合いのための予備折衝が速に行なわれることを期待しております。そして、両中執代表との合同の話し合いが一日も早く実施できるように、引き続き努力するつもりです。

以上のように大学は、授業・業務の正常化のために努力してきました。そして、1月8日からは前述したように授業・業務を再開する決意ですが、もし1月8日からも学内に混乱が続き、授業ができないような状態が続くならば、4年生を卒業させ、社会人として送り出すという大学としての責任を果たすことができないばかりでなく、在学生の学年末試験ものばさざるをえず、新しく明治大学を志望される受験生諸君の入学試験すら満足になしうることができなくなることも予測されます。

学生諸君は、このような状態に本学がおかれていることを十分に認識していただきたい。大学はこのような事態が起らないように1月8日からは全学的な態勢で、授業および業務の再開をする方針を決定しております。従来から再三くりかえし述べてきたように、大学は教育・研究の府であり、いかなる暴力をも行使することは許されません。1月8日からの授業および業務の再開にさいして、もしも暴力の横行を許すことがあるならば、本学はまさしく危機的な状態におちいってしまい、存立そのものも危惧されるのです。

学生諸君がこの事態を十二分に認識し、みずからの学生としての本分を自覚して、冷静かつ理性的に行動されるよう期待してやみません。

以 上